

市立幼稚園が担うべき役割の再整理及び 課題解決に向けた協議について

第3回尼崎市立幼稚園のあり方検討会資料

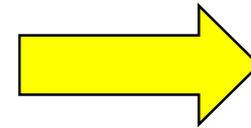
市立幼稚園が担うべき主な役割（案）

①就学前教育の研究実践機能の充実

②インクルーシブ教育の推進

③地域の子育てセンター機能

④待機児童対策等



※本役割を効果・効率的に取り組んでいくための体制（案）
については第4回以降に協議

① 就学前教育の研究実践機能の充実

役割

市立幼稚園は、

- ・非認知能力（自尊感情や粘り強さ、挑戦する力）について、幼児教育での育ちを確かなものにするため、研究実践園などとして研究・情報発信を行う。
- ・幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、幼児期と児童期の教育双方が接続する期間を「接続期」というつながりとして捉える考え方の普及や連携の必要性の意識啓発など、小学校との縦の連携や私立幼稚園・保育施設等との横の連携をより一層構築していく就学前教育のセンター機能を果たす。

取組 (案)

< 1 > 学びと育ち研究所との連携などによる調査・研究による教育力の向上、成果の情報発信、尼崎市就学前教育スタンダードの作成

学びと育ち研究所によるエカース環境調査（※）などにより、就学前教育での学びが小学校以降の学習の中でどのように展開されるのかといった成果を検証し、その成果を踏まえ幼稚園と小学校の双方の教員は幼児と児童の発達や学びについて互いに理解し、幼児期から児童期への学びの連続性を意識した教育に取組む。

※アメリカで開発された3歳以上の集団保育の質を測定する尺度。35項目で7段階で評価を行う

< 2 > さらなる連携推進に向けたカリキュラムの改訂やリーフレット等による意識啓発

幼保小の接続を見通した教育課程の編成・実施に向けて、これまでの市立幼稚園を軸としたモデル校園所での取組内容を整理する観点からも平成29年に作成した「幼保小連携教育カリキュラム（冊子）」の改訂や新たにリーフレットを作成し、情報発信を行うことで、各主体における幼保小連携の必要性の意識の向上を図り、さらなる連携推進に取組む。

< 3 > 全体研修会や地区別情報交換会等の実施

市立幼稚園は就学前教育のセンター機能を果たすため、全体研修会や地区別情報交換会等を通して、私立幼稚園・保育施設など尼崎市全ての幼児への展開に向けて、交流連携等の先導的な役割を担い、取組内容に係る知見を発信

< 4 > 幼稚園と小学校教員の人事交流に向けた体制の構築

市立小学校と市立幼稚園の教員を相互に研修・交流させることで、幼児期から児童期への学びの連続性を意識した幼小連携をさらに推進し、接続を見通した教育課程の編成・実施（ステップ3）をめざす。

② インクルーシブ教育の推進

役割

近年、特別な支援を必要とする幼児や特別な支援を必要とするか否かの判断が難しい幼児が増加傾向にあり、発達の観点からも集団での保育を必要とする幼児が増加している状況を踏まえ、市立幼稚園は、通常児も特別な支援を要する幼児も含めた「インクルーシブ教育（※）」を推進するための機能を担う。

※障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受ける考え方

取組 (案)

< 5 > インクルーシブ教育の推進に向けた特別支援教育の充実

- ・近年の特別な支援を必要とする幼児の増加への対応やインクルーシブ教育を推進するための特別支援児における入園基準の見直し（現在の受入枠は各学年5人までとし、入園の基準は集団保育が可能な幼児）
- ・インクルーシブ教育の観点に則り、「特設学級」を廃止し、通常学級において特別な支援を必要とする子どもの受入体制（加配制）の整備
- ・低年齢児からの受入の検討
- ◆医療的ケア児の受入に向けた医療的ケアの実施体制（看護師の配置）の構築

< 6 > 判定機関の設置

現在、特別な支援を要する幼児の入級にあっては、特別支援教育相談員による助言等を参考に園長が判定しているところ、特別な支援を必要とするか否かの判断が難しい幼児の増加にある中、集団保育か個別の療育が必要なのかを判断が難しくなっている現状を踏まえ、医師などの有識者で構成される判定機関「（仮称）就園指導委員会」の設置

< 7 > 特別支援教育相談員による相談体制の見直し

発達に関する相談において、未就園児の保護者からの相談件数は近年増加しており、相談内容が低年齢化していることや、相談希望者へ継続的な対応を行うため臨床心理士などの資格を有する「特別支援教育専門相談員」等による相談体制の強化

【相談件数】 H30：612件 R1：712件 R2：779件 【相談員】 H30：5人 R1：6人 R2：6人

< 8 > 効果的な情報発信

特別支援教育に関する研修や援助方法についての研究実践等により、その成果等を私立幼稚園・保育施設への発信や積極的な情報交換を図り、本市全体の特別支援教育の質的な向上をめざす。

③ 地域の子育てセンター機能

役割

市立幼稚園は、在園児に対する幼児教育の場としての機能に加え、地域住民や子育てグループ等の子育て支援に携わる身近な人々と連携し、地域の未就園児や特別な支援を要する幼児を含む保護者の教育力向上を支援する幼児期の教育のセンター機能を果たす。

取組 (案)

< 9 > 低年齢児等に対応した子育て支援事業の拡充

- ・ 子育て支援事業の参加者の低年齢化（乳児からの参加）や多様化（特別支援児の参加）に対応するための体制強化等
 - ・ 低年齢児等から円滑な幼稚園の入園を促進するための子育てサークルの全園展開や体験保育事業の実施内容の拡充
- ※R3は9園中5園で子育てサークルを実施

< 10 > 効果的な情報発信

- ・ 子育て支援事業について、これまでの取組実績を基に、保護者ニーズを把握・検証する中で、効果的な取組内容を実施するとともに、ホームページ等を活用した情報発信の工夫化
- ・ 令和2年度における子育て支援事業においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言中等における事業の中止・縮小により参加者数が減少したため、今後においては、保護者ニーズに応じたコロナ禍で集まらなくても子育て支援ができる方策を検討（オンラインによる保育動画の配信など）

< 11 > 地域における幼児期の教育のセンター機能の充実

・ 市立幼稚園は、地域における保護者の教育力の向上を図るため、保護者への学びを支援する機会や未就園児の保護者が交流できる場を設置する等、幼児期のセンター機能の充実として、市立幼稚園内等に「（仮称）子育て支援センター」の設置等をめざす。

④ 待機児童対策等

役割

近年における子どもを取り巻く環境の変化により、本市全体の保育ニーズは増加の一途にあり、待機児童の解消は、本市の子育て支援を推進していく中で、喫緊の課題となっている。そのため、市立幼稚園においても、幼保連携による機能整理を踏まえ、待機児童対策に取り組む。

取組 (案)

< 1 2 > 預かり保育時間の見直し

就労する保護者の保育ニーズに対応するため、現在16時30分までとしている在園児の預かり保育時間の拡充や通常保育開始前における早朝の預かり保育の実施

< 1 3 > 幼稚園型一時預かり事業（Ⅱ）の実施

待機児童対策の一環として、市立幼稚園の空き床を活用し、3歳未満の待機児童（3号認定こども）を受入れる「幼稚園型一時預かり事業（Ⅱ）」の実施

< 1 4 > 空き床を活用した法人保育事業者との連携

待機児童対策等の一環として、市立幼稚園における空き保育スペースを活用し、待機児童の受入を行うため小規模保育事業所との連携に取り組む。

- ⇒ 幼保施設の老朽化対策
- ⇒ 幼保が連携した利用しやすい環境整備